

# 令和8年度事業計画

## 第1 総論

司法書士は、「信頼を守り、未来を拓く」存在である。

現代の日本は、大きな変革期にあり、「人口減少」、「少子高齢化」、「経済格差の拡大と貧困問題」、「災害の頻発化」、「地域間格差と地方の衰退」、「情報化社会における情報格差」、「プライバシー保護などの新たな課題」、「グローバル化への対応」など、多岐にわたる課題を抱えている。

司法書士の業務は、書類作成及び手続代理を中心として構成されているが、市民個人の生活上の重要な局面、事業活動の継続と発展、地域社会の基盤の安定に深く関わるものである。

単なる事務処理にとどまるものではなく、市民の権利の実現を支え、社会の信頼と秩序を維持する公共的使命を担うものである。多くの市民が司法書士に寄せる期待には、「この者に安心して任せることができるか」という、切実な信頼の要請がある。

司法書士制度は、正にこの信頼の上に成り立つものであり、司法書士一人一人が、その重みを深く自覚しなければならない。高度な倫理性、誠実性、説明責任及び検証可能性を備えた職務遂行、そして、そのような不断の努力によって積み重ねられた信頼の上にこそ、専門職としての役割が成り立つといえる。

クライアントである市民は、自らの日常生活の中で発生する課題の解決を、司法書士に求めている。司法書士がその解決に尽力することは、社会の維持向上につながるものであり、「未来を拓く」ことになる。

社会が変化し新しい課題が次々生まれ続ける中、その解決の一翼を担う司法書士としては、それらの変化をおそれずチャンスとして受け止め、デジタル化や新たな紛争解決手法の活用、司法アクセスの拡充、地域社会への貢献等を通じ、誰もが法の保護にアクセスできる包摂的な社会を実現すべく、より良い法的サービスの創造に向けて長期的かつ広い視野をもって尽力することが求められる。

日本社会の変容に伴い、法律事務の専門家としての司法書士の役割も、社会が高齢化していることを正面から受け止め、単なる高齢者増加への対処にとどまらない、幅広い活動が求められる。司法書士はこれまで、消費者被害の防止、虐待の防止等の高齢者の権利擁護、成年後見制度の利用促進、財産管理契約や任意後見契約、民事信託等を活用した高齢者等の財産

や身寄り問題への対応、相続や遺言等の手続に関する法的サービスの提供、医療や介護、福祉関係者等との多職種連携による地域包括ケアシステムの構築への参画や相談会等を通じた地域貢献活動、少子高齢社会に対応した法制度への提言などを行ってきているが、それにとどまらず、次世代が希望を持てる社会の実現に貢献するために、空き家・所有者不明土地の活用及び災害復興支援に係る行政との連携が求められるほか、若年層への制度広報、デジタル化の適正な推進を始めとした司法書士自体の自己改革・見直しも求められている。

以上の観点に基づき、今後取り組むべき事業について提案する。

## 第2 各論

### 1 会員の業務に関する事業

- (1) 会員の執務の指導及び連絡に関する事項
- (2) 会員の品位保持のための指導及び連絡に関する事項
- (3) 市民窓口の運営
- (4) 職務上等請求書の適正使用の指導
- (5) 会則、規則及び規程等の検討
- (6) 司法書士法違反に関する調査
- (7) 紛議調停に関する対応
- (8) 総合相談センターの運営
- (9) 司法書士業務賠償責任保険に関する事項
- (10) 職印証明書の発行
- (11) 補助者証の発行
- (12) 業務図書等の斡旋、頒布
- (13) 法改正・制度改正への対応
- (14) 民事法律扶助制度の利用促進
- (15) オンライン申請利用促進に関する事項
- (16) 成年後見制度利用促進に関する事項
- (17) 法司協議の実施
- (18) 日本司法支援センターとの連携
- (19) 簡裁代理等業務を含む裁判事務の受託推進に関する事項
- (20) 国民に対して提供する法的サービスの拡充に関する事項
- (21) 事業承継・財産承継業務に関する情報収集

### 2 研修に関する事項

- (1) 新人特別研修の実施
- (2) 会員研修会の開催
- (3) 特別研修に対するサポート
- (4) 日司連主催研修会への参加奨励

3 司法書士制度の広報に関する事項

- (1) 各種相談会の開催
- (2) 法教育活動の推進
- (3) ホームページの運営
- (4) 他団体が実施する相談会・講演会への相談員、講師の派遣
- (5) その他広報活動

4 関係機関・関係団体との連携に関する事項

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート福井県支部への支援及び連携に関する事項
- (2) 日本司法書士政治連盟福井県会との連携に関する事項
- (3) 福井県土地家屋調査士会との連携に関する事項
- (4) 各自治体との連携に関する事項
- (5) その他関係機関・関係団体との連携に関する事項

5 会の運営に関する事項

- (1) 各種資料及び情報の伝達収集
- (2) 事務局の運営
- (3) グループウェアソフトの活用に関する事項
- (4) 福井会ネットの運営及び見直し

6 その他渉外に関する事項